

淡路市新型コロナ禍における福祉・経済対策給付金のお知らせ

支給要件

- ①基準日（令和3年6月1日）に、淡路市の住民基本台帳に記録されている方
※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。
 - ②令和3年6月2日から令和4年3月31日までに出生した新生児で世帯主及び新生児が淡路市の住民基本台帳に記録されている方
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

給付金額

- ①世帯構成員1人につき1万円（②は新生児のみ対象）

申請期間

期間：①令和3年7月1日（木）から令和3年12月31日（金）までの市役所開庁日

※郵送申請は、令和3年12月31日（金）当日消印有効とします。

②令和3年6月2日（水）から令和4年3月31日（木）までに出生した新生児は、令和4年5月31日（火）までの市役所開庁日

※郵送申請は、令和4年5月31日（火）当日消印有効とします。

時間：平日の午前8時30分から午後5時15分

※期限までに申請されない場合、給付できませんのでご注意ください。

申請できる方

世帯主 または 代理人

※代理人の場合、世帯主本人及び代理人本人の確認書類が必要になります。

申請方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の（1）を基本とし、給付は申請者名義の振込口座への振込により行います。

※申請書に特別定額給付金振込時の口座情報を記載している方で、変更がない場合は、「A 下記の特別定額給付金振込時の口座を希望」にを入れてください。（本人確認書類、振込先口座の写し不要）

（1）郵送申請の場合

郵送された申請書に必要事項を記入し、昨年度淡路市で特別定額給付金を受給していない方又は振込口座を変更する場合は、本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類を別添返信用封筒に入れて、市役所に郵送

※本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険者証等の写し

（2）窓口申請の場合

申請書、昨年度淡路市で特別定額給付金を受給していない方又は振込口座を変更する場合は、本人確認書類、振込先口座確認書類をご持参ください。

お問い合わせ

淡路市健康福祉部福祉総務課

電話：0799-64-2509（直通）

IP電話：050-7105-5009

FAX：0799-64-2561

淡路市内のお店で消費しましょう。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。